

# 佐賀県女性活躍推進環境整備補助金事業実施要領

男女 第 96 号  
平成 31 年 4 月 16 日

## 第 1 趣旨

働き方改革の推進や女性活躍推進法の施行により、本県における女性活躍の現状は、大規模事業所においては取組に着手しつつあるものの、県内事業所の 9 割を占める中小事業所においては、女性の採用・職域の拡大、仕事と家庭の両立等、多様な課題を抱えている。このような中、本県の女性活躍を更に推進していくためには、事業所内の施設整備やテレワークの環境整備、時短勤務の導入等を進めていき、女性が活躍しやすい職場環境の整備に取り組む必要がある。

このため、本事業において、女性活躍推進に資する施設・設備や勤務形態等の労働環境の整備の推進を図るものとする。

## 第 2 政策目的

佐賀県女性活躍推進環境整備補助金事業（以下、「本事業」という。）は、第 1 の趣旨を踏まえ、次に掲げる政策目的に資するものとして行うものとする。

- 1 女性の採用・職域拡大を目的とした施設設備等の整備
- 2 情報通信機器の導入や規則改正等による多様な勤務形態の実現のための環境整備

## 第 3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、事業開始日より平成 32 年 3 月 31 日までとする。

## 第 4 事業の内容等

本事業の事業内容、事業実施主体、採択要件等は、別表 1 のとおりとする。

## 第 5 事業の手続き

- 1 事業実施主体は、事業実施計画承認申請書（様式第 1 号）を作成し、佐賀県知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。
- 2 知事は、第 1 項に基づき、事業実施計画の申請があった場合には、提出された事業実施計画の内容を審査し、適当と認めるときはその承認を行うものとする。なお、平成 30 年度女性活躍推進オーダーメイド補助金補助対象事業者は、対象外とする。
- 3 事業実施主体等は、次に掲げる重要な変更については、事業実施計画の変更手続きを行うものとする。
  - （1）事業の中止または廃止
  - （2）補助金の増を伴う事業内容の追加
  - （3）事業費の 20% を超える減
  - （4）その他、事業実施の根幹に関わる事業内容の変更
- 4 前項以外の事業計画の変更については、別に定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出るものとする。

## 第6 事業の着工等

事業の着工（発注業務を含む。）は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、やむを得ない場合であり、かつ第5の2による事業計画の承認がなされている場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

この場合、事業実施主体は、様式第2号により、その理由を知事に届け出るものとする。

なお、この場合において、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は、自ら負担することを了知のうえで行うものとする。

## 第7 県の助成措置

県は、平成31年度予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助金を交付するものとする。

## 第8 個人情報の取り扱い

本事業により得られた氏名、住所等の個人情報については、本事業のためにのみ使用し、それ以外の目的には使用しないものとする。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めるとおりとする。

## 第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項については、男女参画・こども局長が別に定めるものとする。

### 附 則

1. この要領は、平成31年度分の補助金から適用する。

女性活躍推進環境整備補助金事業実施要領 別表（事業内容、採択要件等）

別表1（第4関係）

政策目的	事業内容	事業実施主体	採択要件等
女性の採用・職域拡大を目的とした施設設備等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ</li> <li>・ロッカー</li> <li>・休憩室</li> <li>・ベビールーム</li> </ul> （子ども連れで出勤した場合の授乳・おむつ替えなどのスペース）  等の整備費用及び改修費用	次の各号のいずれにも該当する事業所 （１）佐賀県内に事業所が所在していること。 （２）常時雇用する労働者の数が300人以下であること。	次の要件を全て満たしていること （１）事業実施主体として、事業所名及び取組内容等の公表に同意すること。 （２）県が本補助事業に係る広報を行う場合、取材の受入等に協力すること。 （３）事業実施主体の課題に沿った事業であり、女性の採用、定着、登用に資することが期待できるものであること。
情報通信機器の導入や規則改正等による多様な勤務形態の実現のための環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイル端末等整備</li> <li>・ネットワーク整備</li> <li>・システム構築</li> <li>・関連ソフト利用</li> </ul> 等の整備費用及び改修費用、委託費用  ・在宅ワークや育児休業等の規定整備に伴う社労士等委託費用  女性の多様な働き方に寄与する事業のみ対象		（４）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第8条第1項に基づく一般事業主行動計画を策定することが確実であると見込まれること。

(様式第1号)

平成 年 月 日

佐賀県知事 様

所在地  
名称

代表者職・氏名

印

平成31年度佐賀県女性活躍推進環境整備補助金事業実施計画  
(変更)承認申請書

佐賀県女性活躍推進環境整備補助金事業実施要領第5の規定に基づき、関係書類を添えて  
(変更)申請します。

(変更の理由)

添付書類

- 1 事業実施(変更)計画書(別紙1)
- 2 【請負契約により事業実施する場合】
  - ・ 図面等(工事の場合)
  - ・ 施工箇所の現状写真
  - ・ 見積書の写し
- 3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定誓約書(別紙2)
- 4 誓約書(別紙3)
- 5 消費税取扱確認書(別紙4)

注1) 事業計画書の承認申請を行う場合は、(変更)(変更の理由)を消去すること

注2) 事業計画書の変更承認申請を行う場合は、(変更)の( )を消去し、変更の理由を記入すること

(様式第2号)

番 号  
平成 年 月 日

佐賀県知事 様

所在地  
名称

代表者職・氏名 印

平成 年度佐賀県女性活躍推進環境整備補助金事業 交付決定前着工届

平成 年度佐賀県女性活躍推進環境整備補助金事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天変地異の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が、交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 補助金交付決定前に着工する事業実施主体については、着工から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画変更を行わないこと。
- 4 補助事業を行うため契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領（平成24年10月9日付）のとおり県内企業と契約するように努め、原則として3者以上による入札や見積合わせを実施して業者を決定すること。

【別添】(様式第2号関係)

事業名	
事業内容	
総事業費(千円)	
工期予定日	(着工) (竣工)
理由	